

# 統合病院の経営形態について



## ■各類型案の概要と特性

|                   | 類型1   | 類型2   | 類型3  | 類型4   |
|-------------------|---|---|--|---|
| 類 型 名             | 一部適用型一組方式   | 全部適用型一組方式   | 地方独法方式   | 二階建て方式  |
| 経 営 主 体           | 一部事務組合(一部適用)                                      | 一部事務組合(全部適用)<br>【企業団】   | 地方独立行政法人<br>※両町が設立主体(共同設置)                                 | 地方独立行政法人<br>※一部事務組合が設立主体  |
| 説 明               | 地方公営企業法の財務規定のみを適用し、公営企業会計の処理方法に基づき、行政が直営で管理運営する方法 | 地方公営企業法の財務規定のほか組織や人事を含む全規定を適用し、民間経営手法を一定程度取り入れることにより、行政が直営で管理運営する方法 | 両町が出資して別の法人を設立し、民間経営手法を大幅に取り入れることにより、弾力的な業務運営と適切な事後評価を行う方法 | 両町で設置した一部事務組合が出資して別の法人を設立し、民間経営手法を大幅に取り入れることにより、弾力的な業務運営と適切な事後評価を行う方法 |
| 経 営 責 任 者         | 管理者<br>※一般的には構成団体の長                               | 企業長<br>※構成団体の長が共同で任命  | 理事長<br>※設立団体の長が共同で任命                                       | 理事長<br>※設立団体の長が任命   |
| 病 院 管 理 者<br>(院長) | 管理者が任命する者   | 企業長が任命する者<br>(企業長との兼務可)   | 設立団体の長が共同で任命する者(理事長との兼務可)                                  | 設立団体の長が任命する者(理事長との兼務可)  |
| 職 員 の 身 分         | 公務員   | 公務員   | 非公務員   | 非公務員  |
| 職 員 の 給 与         | 一般行政職員と同様(給料表や支給方法を含め条例で規定) ※人事委勧告の対象             | 独自給料表の設定可(給与基準や手当種類は条例で規定) ※人事委勧告の対象外                               | 法人が定める   | 法人が定める  |
| 職 員 の 定 数         | 条例による定数管理   | 条例による定数管理   | 法人が定める   | 法人が定める  |
| 職 員 の 採 用         | 管理者の権限  | 企業長の権限  | 法人の権限  | 法人の権限   |
| 予 算 の 調 製         | 管理者の権限  | 企業長の権限  | 法人が定める<br>※中期計画において規定                                      | 法人が定める<br>※中期計画において規定   |
| 財 政 支 援           | 一般会計からの繰入金  | 一般会計からの繰入金  | 設立団体からの運営費負担金  | 設立団体からの運営費負担金   |
| 借 入 金             | 地方債による資金調達可                                       | 地方債による資金調達可   | 長期借入は設立団体からのみ<br>※設立団体は起債可                                 | 長期借入は設立団体からのみ<br>※設立団体は起債可  |

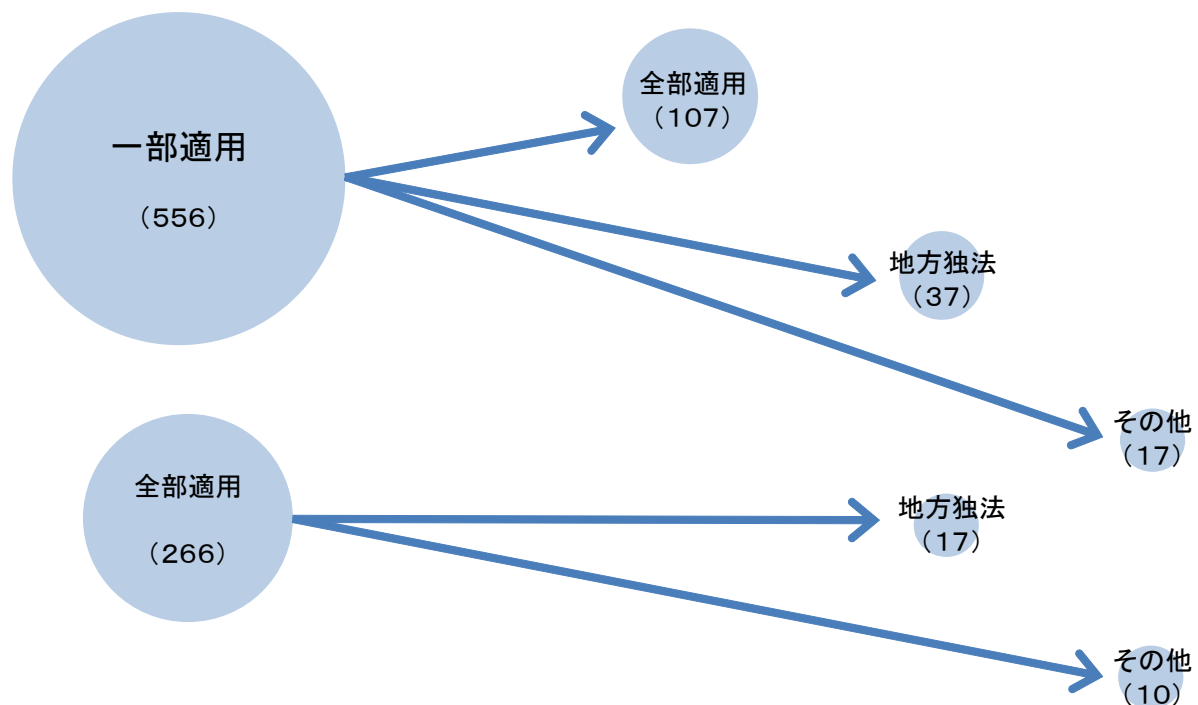
## ■自治体病院(病院改革プラン策定病院)における経営見直しの状況

○経営形態の見直し後の状況

| プラン策定時の<br>経営形態(H20) | 病院数 | 見直し後の経営形態 |        |      |        |     |        |     |        |
|----------------------|-----|-----------|--------|------|--------|-----|--------|-----|--------|
|                      |     | 全部適用      |        | 地方独法 |        | その他 |        | 計   |        |
|                      |     | 実数        | 変動比(%) | 実数   | 変動比(%) | 実数  | 変動比(%) | 実数  | 変動比(%) |
| 一部適用                 | 556 | 107       | 19.2   | 37   | 6.7    | 17  | 3.1    | 161 | 29.0   |
| 全部適用                 | 266 |           |        | 17   | 6.4    | 10  | 3.8    | 27  | 10.2   |
| 計                    | 822 | 107       | 13.0   | 54   | 6.6    | 27  | 3.3    | 188 | 22.9   |

※その他は、指定管理、診療所化、民間譲渡の合計

※変動比は、各経営形態への見直しを行った病院数がプラン策定時の病院数に占める比率



# ■ 先行事例の状況(各団体等からの聴き取り結果)

|                      | 地方公営企業法(全部適用)                                       |   |   | 地方独立行政法人   |  |  |
|----------------------|---|---|---|--|--|--|
| 団体・法人名<br>(都道府県)     | 長生郡市広域市町村組合<br>(千葉県)                                | 船橋市病院局<br>(千葉県)   | 伊南行政組合<br>(長野県)   | 地方独立行政法人<br>さんむ医療センター<br>(千葉県)                         | 地方独立行政法人<br>山形県・酒田市病院機構<br>(山形県)                           | 地方独立行政法人<br>加古川市民病院機構<br>(兵庫県)                                   |
| 病院名                  | 公立長生病院<br>180床                                      | 船橋市立医療センター<br>446床  | 昭和伊南総合病院<br>300床<br>(うち80床は休床)                                | さんむ医療センター<br>325床<br>(うち82床は休床)                        | 日本海総合病院<br>646床<br>酒田医療センター<br>114床                        | 加古川西市民病院<br>397床<br>加古川東市民病院<br>198床                             |
| 従前の経営形態              | 地方公営企業法<br>(一部適用)                                   | 地方公営企業法<br>(一部適用)   | 地方公営企業法<br>(一部適用)   | 地方公営企業法<br>(一部適用)                                      | 地方公営企業法<br>(一部適用)  | 地方公営企業法<br>(一部適用)・民間病院   |
| 移行の背景                | 組合長である市長と副組合長である町長の決裁を得なければ動きがとれない硬直した体質の改善         | 一般会計から赤字補填の繰入が増大  | 医師不足による経営悪化   | ・内科常勤医の一斉退職を受け経営が悪化、資金ショート<br>・前組織の成東病院組合(4市町)の調和が乱れ解散 | 酒田市民病院の建替問題(起債許可が下りない)、日本海総合病院の赤字問題の中、県と市が統合に合意            | 病院改革プランの策定時に民間病院との統合について検討                                       |
| 経営形態決定理由             | 迅速な意思決定が行える経営形態として全部適用を選択<br>※地方独立行政法人化については検討していない | 迅速な意思決定が行え、かつ職員の身分が変わらない経営形態である全部適用を選択<br>※地方独立行政法人化は職員が公務員の地位を失うため除外 | 経営の効率化、自治体が運営主体となる病院を地域に残したいという住民等の要望を受け、地方独立行政法人化はせず、全部適用を選択 | ・迅速な意思決定ができる経営形態として地方独立行政法人を選択<br>※全部適用への移行は検討していない    | 議会による束縛のない経営ができる経営形態として地方独立行政法人を選択                         | より柔軟でスピーディーな対応ができる経営形態として地方独立行政法人を選択                             |
| 移行時期                 | 平成23年4月   | 平成21年4月   | 平成21年4月   | 平成22年4月  | 平成20年4月  | 平成23年4月  |
| 設立に要した期間             | —   | —   | —   | 2年   | 1年半  | 2年   |
| 収支改善                 | 黒字を維持(H22に黒字転換)                                     | 黒字に転換   | 黒字に転換   | 黒字に転換  | 黒字に転換  | 黒字に転換  |
| 純損益(H23)             | 118百万円  | 981百万円  | 245百万円  | ▲29百万円(※)  | 303百万円   | 733百万円   |
| 運営費負担金<br>又は繰入金(H23) | 689百万円  | 1,904百万円  | 596百万円  | 370百万円   | 1,792百万円   | 1,148百万円   |
| (うち基準外繰入金等)          | ※累積解消のため<br>127百万円                                  | なし  | ※累積解消のため<br>200百万円  | なし   | なし   | なし   |
| (1床あたり繰入金等)          | 3,828千円   | 4,269千円   | 1,987千円   | 1,140千円  | 2,358千円  | 1,929千円  |
| 病床利用率(H23)           | 74.0%   | 84.2%   | 86.5%(稼働病床分)  | 78.0%(稼働病床分)   | (日)86.0%、(酒)62.7%  | (西)81.7%、(東)89.1%  |
| 職員の身分                | 公務員   | 公務員   | 公務員   | 非公務員   | 非公務員   | 非公務員   |
| 行政からの派遣職員            | —   | —   | —   | 1人(総務課長)   | 44人(事務18人、看護師24人、管理栄養士2人)                                  | 18人(事務)  |
| メリット                 | ・管理者(病院長)による迅速な意思決定<br>・職員の経営意識向上                   | ・迅速な意思決定<br>・職員の経営意識向上<br>・職員身分の維持                                    | ・管理者の手腕発揮(入院単価の大幅改善、病床の効率的な活用)<br>・職員の経営意識向上<br>・職員身分の維持      | ・定員管理がないため、必要に応じた雇用が可能                                 | ・定数管理が無いため、医師・看護師を必要に応じて雇用が可能<br>・理事長権限により、病院の判断で決断、実行ができる | ・定数管理が無いため、必要に応じた雇用が可能<br>・経営に関して、議会の承認が不要となり、理事長権限でスピーディーな対応が可能 |
| デメリット                | ・管理者、職員ともに重い責任                                      | 特になし  | 経営立て直しのため、職員給与をH24年度までカット                                     | ・首長、議会の権限が及ばない<br>・職員の給与水準を引き下げ                        | 首長、議会の権限が及ばない  | 首長、議会の権限が及ばない  |

(※)平成23年度に会計基準が変更されたことに伴い、借地である病院用地を、借地期間満了後に原状回復して返還するための経費を積立(146百万円)したことによる。

## ■先行事例の状況(移行準備期間(1/4))

|            |   |  |  |                       |
|------------|---|--|--|-----------------------|
| 設立団体       | 山武市   | 東金市、九十九里町                              | 桑名市  | 泉佐野市                  |
| 対象業務       | 公営企業  | 公営企業                                   | 公営企業   | 公営企業                  |
| 法人名        | 地方独立行政法人さんむ医療センター   | 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター                 | 地方独立行政法人桑名市総合医療センター  | 地方独立行政法人りんくう総合医療センター  |
| 法人設立時期     | H22.4.1   | H22.10.1                               | H21.10.1   | H23.4.1               |
| 公務員型・非公営型  | 非   | 非                                      | 非  | 非                     |
| 設立時の理事長    | 坂本昭雄  | 平澤博之                                   | 足立幸彦   | 種子田護                  |
| プロフィール     | 病院長   | 千葉大学名誉教授                               | 地方独立行政法人桑名市民病院理事長  | 医師 近畿大学名誉教授           |
| 独法化を決定した時期 | H20.3   | H20.5                                  | H18.8  | H20.10                |
|            | コンサルタントに経営診断を委託した結果、「抜本的な経営改善を図るためには地方独立行政法人化がもっとも有力」との提言を受け、地方独立行政法人化の準備組織を立ち上げることが成東病院議会(一部事務組合)で承認された。 | 地域医療センター準備会合を開催し、センター長候補者として平澤名誉教授を選定。 | 桑名市民病院あり方検討委員会からの答申を受け、桑名市民病院の地方独立行政法人への移行を決定。山本総合病院との統合の検討開始。 | 病院改革プランの素案(独法化)を公表した。 |
| 定款作成日      | H21.10  | H22.1                                  | H20.12   | H21.12                |
| 評価委員会設置日   | H21.10  | H22.1                                  | H21.3  | H21.12                |
| 第1回        | H21.11  | H22.2.26                               | H21.5.7  | H22.5.26              |
| 中期目標       | H21.12  | H22.6                                  | H21.7  | H22.9                 |
| 中期計画策定日    | H22.4.1   | H22.10.1                               | H21.10.1   | H23.4.1               |
| 設立日(法人登記)  | H22.4.1   | H22.10.1                               | H21.10.1   | H23.4.1               |
| 決定～設立      | 2年  | 2年半                                    | 3年   | 2年半                   |

## ■先行事例の状況(移行準備期間(2/4))

|            |                                 |   |                                       |                  |
|------------|---------------------------------|---|---------------------------------------|------------------|
| 設立団体       | 加古川市                            | 明石市   | 府中市                                   | 下関市              |
| 対象業務       | 公営企業                            | 公営企業  | 公営企業                                  | 公営企業             |
| 法人名        | 地方独立行政法人加古川市民病院機構               | 地方独立行政法人明石市立市民病院  | 地方独立行政法人府中市病院機構                       | 地方独立行政法人下関市立市民病院 |
| 法人設立時期     | H23.4.1                         | H23.10.1  | H24.4.1                               | H24.4.1          |
| 公務員型・非公務員型 | 非                               | 非   | 非                                     | 非                |
| 設立時の理事長    | 宇高功                             | 藤本 莊太郎  | 多田敦彦                                  | 小柳信洋             |
| プロフィール     | 神鋼加古川病院院長                       | 舞鶴市民病院院長  | 独立行政法人国立病院機構 南岡山医療センター<br>統括診療部長, 副院長 | 下関市立中央病院院長       |
| 独法化を決定した時期 | H21.4                           | H21.11  | H22.11                                | H21.12           |
|            | 病院統合の受け皿として、独立行政法人化を決定。詳細を検討開始。 | 明石市安心の医療確保政策協議会から提出された「明石市立市民病院の経営のあり方に関する答申」を受け、独法化の具体的な検討を開始。 | 府中市地域医療再生協議会において、地方独立行政法人化の方針を決定した。   | 市長が議会において独法化を表明。 |
| 定款作成日      | H22.5                           | H22.9   | H23.3                                 | H23.3            |
| 評価委員会設置日   | H22.7                           | H22.9   | H23.3                                 | H23.3            |
| 第1回        | H22.7                           | H22.11  | H23.11.23                             | H23.5            |
| 中期目標       | H22.9                           | H23.3   | H23.12                                | H23.7            |
| 中期計画策定日    | H23.4                           | H23.10  | H24.4                                 | H24.4            |
| 設立日(法人登記)  | H23.4.1                         | H23.10.1  | H24.4.1                               | H24.4.1          |
| 決定～設立      | 2年                              | 2年  | 1年半                                   | 3年               |

## ■先行事例の状況(移行準備期間(3/4))

| 設立団体       | 大牟田市                         | 筑後市   | 川崎町                 | 佐世保市(旧江迎町)  |
|------------|------------------------------|---|---------------------|---|
| 対象業務       | 公営企業                         | 公営企業  | 公営企業                | 公営企業  |
| 法人名        | 地方独立行政法人大牟田市立病院              | 地方独立行政法人筑後市立病院  | 地方独立行政法人川崎町立病院      | 地方独立行政法人北松中央病院  |
| 法人設立時期     | H22.4.1                      | H23.4.1   | H23.4.1             | H17.4.1   |
| 公務員型・非公務員型 | 非                            | 非   | 非                   | 非   |
| 設立時の理事長    | 中山顯兒                         | 吉田正   | 伊森 裕晃               | 石野徹   |
| プロフィール     | 大牟田市立病院院長                    | 筑後市立病院院長  | 川崎町立病院院長            | 北松中央病院院長  |
| 独法化を決定した時期 | H20.3                        | H21.11  | H21.2               | H14.10  |
|            | 大牟田市立総合病院経営形態検討委員会からの提言を受けた。 | 筑後市立病院経営形態検討委員会からの答申を受け、市では筑後市立病院運営方針検討会議を設置し、筑後市立病院の経営形態について検討を行い、独法化の方針をまとめた。 | 病院経営形態検討委員会の答申を受けた。 | 昭和45年から全国初の公設民営病院となり、北松浦郡医師会が運営していたが、平成の大合併により北松浦郡の区域が縮小することに伴って医師会員が減員することを理由として同医師会から委託解除の申し入れがあったことから、受け皿として独法化の検討を開始。 |
| 定款作成日      | H21.3                        | H22.4   | H21.9               | H16.12  |
| 評価委員会設置日   | H21.10                       | H22.9   | H21.9               | H16.12  |
| 第1回        | H21.10.19                    | H22.10.13   |                     |   |
| 中期目標       | H22.3                        | H23.3   | H22.6               | H17.4   |
| 中期計画策定日    | H22.4                        | H23.4   | H23.4.1             | H17.4   |
| 設立日(法人登記)  | H22.4.1                      | H23.4.1   | H23.4.1             | H17.4.1   |
| 決定～設立      | 2年                           | 1年半   | 2年                  | 2年半   |



## ■ 先行事例の状況(移行準備期間(4/4))

|            |                                   |                                |
|------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 設立団体       | 長崎市                               | 那覇市                            |
| 対象業務       | 公営企業                              | 公営企業                           |
| 法人名        | 地方独立行政法人長崎市立病院<br>機構              | 地方独立行政法人那覇市立病院                 |
| 法人設立時期     | H24.4.1                           | H20.4.1                        |
| 公務員型・非公務員型 | 非                                 | 非                              |
| 設立時の理事長    | 兼松隆之                              | 與儀實津夫                          |
| プロフィール     | 長崎大学名誉教授                          | 那覇市立病院院長                       |
| 独法化を決定した時期 | H22.9                             | H18.11                         |
|            | 議会において市長が長崎市立病院の地方独立行政法人化への意向を表明。 | 市立病院の管理会議で地方独立行政法人への移行手続開始が承認。 |
| 定款作成日      | H22.12                            | H19.6                          |
| 評価委員会設置日   | H23.6                             | H19.9                          |
| 第1回        | H23.6.9                           | H19.11                         |
| 中期目標       | H24.2                             | H20.3                          |
| 中期計画策定日    | H24.4                             | H20.4                          |
| 設立日(法人登記)  | H24.4.1                           | H20.4.1                        |
| 決定～設立      | 1年半                               | 1年半                            |

平均所要年月

2.1年

## ■ 先行事例から見た類型案の特色

〈凡例〉

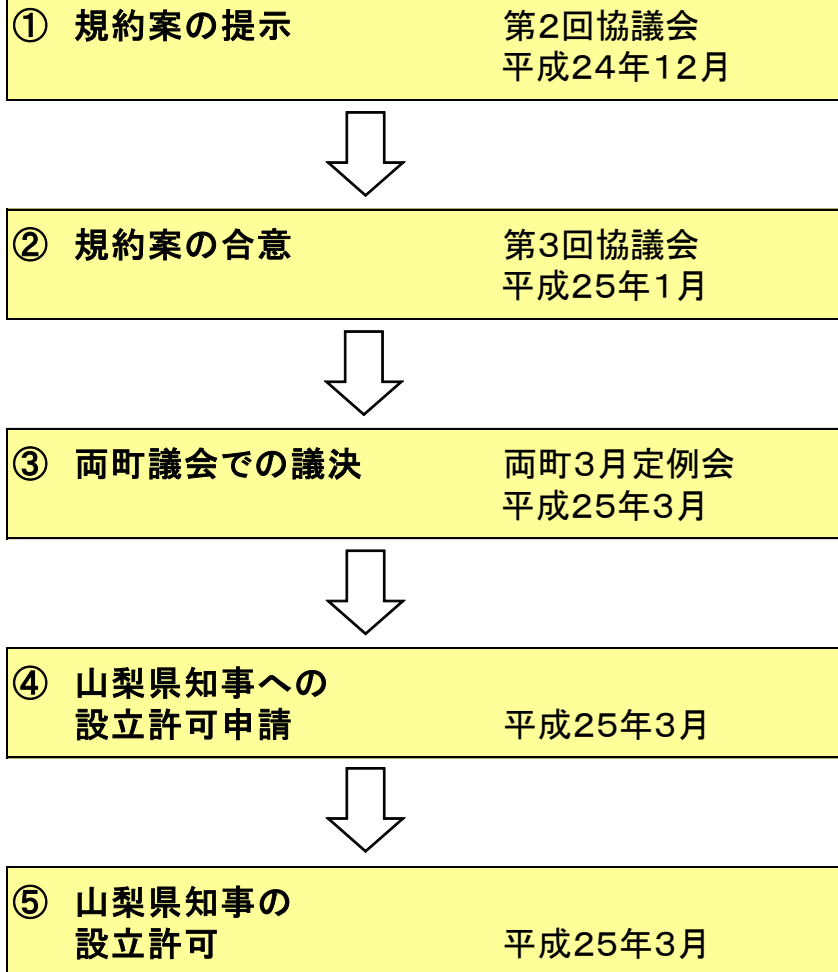


比較優位項目

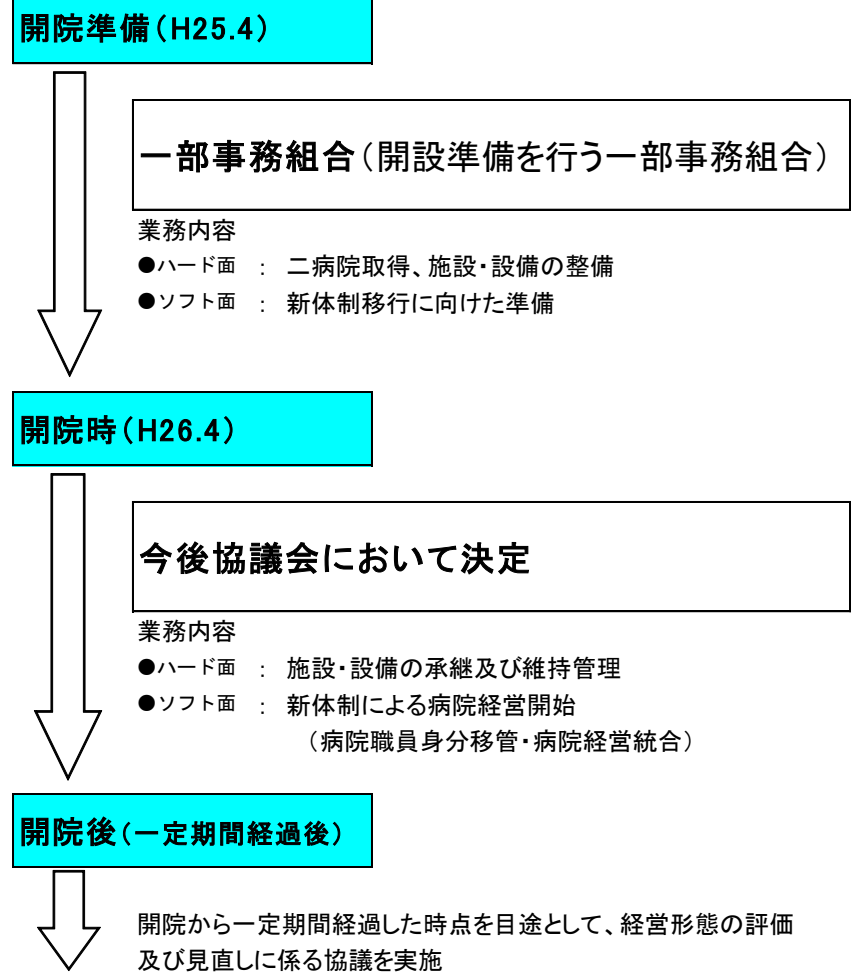
|         | 地方公営企業法(全部適用)   | 地方独立行政法人  |
|---------|---|---|
| 代表者の権限  | ① 企業長に広範な権限を付与(迅速な対応が可能)<br>→ 経営改善に効果があり、首長からの独立性が高い  | ① 理事長により広範な権限を付与(より迅速な対応が可能)<br>→ 経営改善の効果が顕著で、首長からかなりの部分で独立 |
| 職員の意識改革 | ② 職員の経営に対する意識が高まる<br>→ 経営改善に効果がある                     | ② 職員の経営に対する意識がより高まる<br>→ 経営改善により大きな効果がある                    |
| 経営管理    | ③ 設立団体による経営チェックが事前・事後ともにある<br>→ 経営管理が行き届く半面、経営の自由度が低い | ③ 設立団体による経営チェックは事後のみとなる<br>→ 経営管理が行き届かない半面、経営の自由度が高い        |
| 議会の統制   | ④ 議会による予算等の縛りがある<br>→ 団体の判断による自由で迅速な経営がやや制限される        | ④ 議会による予算等の縛りがない<br>→ 法人の判断による自由で迅速な経営ができる                  |
| 住民の意向反映 | ⑤ 議会など住民の意向を汲み取る仕組みがある<br>→ 住民の声が届きやすい                | ⑤ 議会など住民の意向を汲み取る仕組みはない<br>→ 住民の声がやや届きにくい                    |
| 資金調達    | ⑥ 地方債や一般会計繰入金など幅広い資金調達が可能<br>→ 緊急時の財政対応に支障が生じにくい      | ⑥ 長期借入は設立団体からのみで資金調達の途が限られる<br>→ 緊急時の財政対応に支障が生じる可能性がある      |
| 人事管理    | ⑦ 条例による定数管理がある<br>→ 必要に応じて迅速に職員採用ができない場合がある           | ⑦ 条例による定数管理がない<br>→ 必要に応じて迅速に職員採用ができる                       |
| 職員の身分   | ⑧ 職員が公務員の身分を保障される<br>→ 移行に際し職員の抵抗が少ないものと考えられる         | ⑧ 職員が公務員の身分を失う<br>→ 移行に際し職員の抵抗がある場合がある                      |
| 設立期間    | ⑨ 設立に要する期間が一般的に短い<br>→ 移行準備期間が限られる場合への対応が円滑にできる       | ⑨ 設立に要する期間が一般的に長くなる<br>→ 移行準備期間が限られる場合への対応が円滑にできない          |

# ■開院準備を行う一部事務組合の設立までのスケジュール(案)

## 開院準備を行う一部事務組合 設立までのスケジュール



## 開院準備を行う一部事務組合 設立後のスケジュール



# ■開院準備を行う一部事務組合の規約の構成(案)

## 峡南北部二病院統合事務組合（仮称）規約

平成25年〇月〇日  
許 可

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
  - 第2章 組合の議会（第5条・第6条）
  - 第3章 組合の執行機関（第7条－第10条）
  - 第4章 組合の経費（第11条）
- 附則

#### 第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、峡南北部二病院統合事務組合（以下「組合」という。）という。

（構成団体）

第2条 組合は、市川三郷町及び富士川町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（共同掌理する事務）

第3条 組合は、構成団体が新たに設置する病院の開設に関する事務を共同処理する。

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、〇〇〇〇に置く。

#### 第2章 組合の議会

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、〇人とし、構成団体ごとの定数は、それぞれ〇人とする。

2 組合議員は、構成団体の議会において当該議会の議員のうちから選挙する。

3 前項の規定による選挙が終了したときは、構成団体の長は、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、構成団体の議会の議員の任期による。

2 組合議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、組合議員の職を失う。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた構成団体は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の補欠選挙について準用する。  
（議長及び副議長）

第7条 組合議会に議長及び副議長それぞれ1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

#### 第3章 組合の執行機関

（管理者）

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者は、構成団体の長の互選による。

3 副管理者は、管理者以外の構成団体の長をもって充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。  
（会計管理者）

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、〇〇〇〇をもって充てる。  
（職員）

第10条 組合に事務局を設け、必要な職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。  
（監査委員）

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期とする。

#### 第4章 組合の経費

（組合の経費の支弁方法）

第12条 組合の経費は、補助金、地方債、負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の割合は、別表のとおりとする。

附 則

この規約は、山梨県知事の許可の日から施行する。

#### 別表（第12条関係）

| 経 費 区 分        | 負 担 割 合          |
|----------------|------------------|
| 組合の管理及び運営に係る経費 | 市川三郷町〇〇% 富士川町〇〇% |

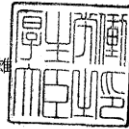
## ■参考：社会保険病院の譲渡手続きの状況



厚生労働省発年1210第1号  
平成24年12月10日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構  
理事長 尾身 茂 殿

厚生労働大臣 三井 辨 雄



厚生労働省における譲渡対象施設の選定について

今般、厚生労働省において、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の譲渡等について」（平成24年8月14日付け厚生労働省発年0814第1号）の記2の規定により、社会保険紀南病院（社会保険紀南看護専門学校を含む。公立紀南病院組合が譲受けを希望。）を、記5の規定により、社会保険鰺沢病院（鰺沢社会保険介護老人保健施設を含む。山梨県富士川町が譲受けを希望。）を、譲渡対象となる社会保険病院等として選定したので、通知する。

### ■これまでの状況

H24.11.15

富士川町が厚生労働省に、社会保険鰺沢病院の譲渡要望書を提出

H24.12.10

厚生労働省が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に対し、地元自治体への譲渡指示書を発出

### ■今後の見通し

- ・富士川町がRFOと価格等の譲渡条件について交渉
- ・並行して、富士川町と市川三郷町が一部事務組合の設置について協議する中で、価格等の譲渡条件についても連絡・調整
- ・一部事務組合が契約主体となり、RFOと売買契約を締結